

焼津市本庁舎広告付き窓口番号案内システム広告掲載運用基準

令和2年12月16日制定

(趣旨)

第1 この運用基準は、焼津市本庁舎広告付き窓口番号案内システム設置業務により設置する窓口番号案内システム（以下「システム」という。）への広告掲載に関して、焼津市広告掲載要綱（平成22年焼津市告示第24号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(規制業種又は事業者)

第2 広告を掲載する業種又は事業者は、要綱第3条第1項各号に掲げるもののほか、市税を滞納している者は認めない。

(広告の掲載手続)

第3 システムの設置事業者（以下「設置事業者」という。）は、システムに広告を掲載するときは、「焼津市本庁舎広告付き窓口番号案内システム広告掲載申込書」（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に申し込まなければならない。

- (1) 掲載する広告の原稿又はその内容及びデザインを明らかにする書類
- (2) 広告主の事業概要が分かる書類
- (3) 「焼津市本庁舎広告付き窓口番号案内システム広告主誓約書」（第2号様式）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(広告の掲載決定)

第4 市長は、第3の規定による申込みがあったときは、広告主が第2の規定を満たしているか審査することができる。

2 市長は、掲載の可否を決定したとき、「焼津市本庁舎広告付き窓口番号案内システム広告掲載決定通知書」（第3号様式）により設置事業者へ通知するものとする。

(広告の掲載期間)

第5 広告の掲載期間は、設置事業者がシステムの設置許可を受けた期間内とする。

(広告掲載内容の変更)

第6 設置事業者は、第5に規定する期間内に広告内容を変更する場合は、準第3の規定に準じて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は前項の規定により申込みがあったときは、速やかに内容の審査を行い、変更の可否を決定し、通知するものとする。

(設置事業者の責務)

第7 設置事業者は、システムに掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 設置事業者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等について知的所有権その他権利処理が完了していることを焼津市に保証しなければならない。

3 設置事業者は、広告について第三者から苦情、被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決するとともに、広告に起因して焼津市に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

(広告の修正)

第8 市長は、広告の内容、デザイン及び広告主の業務が法令に違反しているとき、若しくはおそれがあるとき、又はこの設置基準に違反すると認めたときは、設置事業者に対して内容等の修正を求めることができる。

(広告の汚損)

第9 市長は、広告の汚損、き損、滅失等について、その責めを負わない。

(補則)

第10 その他広告の掲載等に関し、疑義が生じたときは、その都度協議し、決定するものとする。

附 則

この基準は、令和2年12月16日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年10月6日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年9月16日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年11月2日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年6月5日から施行する。

第1号様式

焼津市本庁舎広告付き窓口番号案内システム広告掲載申込書

年 月 日

(あて先) 焼津市長

住所(所在地) _____
氏名(名称) _____ 印
申込者 電話番号 _____
FAX番号 _____
担当者氏名 _____

焼津市広告掲載要綱第7条及び焼津市本庁舎広告付き窓口番号案内システム広告掲載運用基準第3の規定に基づき、必要書類を添えて、下記のとおり申し込みます。

記

1 広告媒体

設置箇所	広告主の名称	代表者氏名	所在地	広告主の業種	広告掲載 予定期間

2 広告内容

添付原稿のとおり

第2号様式

焼津市本庁舎広告付き窓口番号案内システム広告主誓約書

年 月 日

(あて先) 焼津市長

広告主 住所(所在地) _____
氏名(名称) _____ 印
電話番号 _____
FAX番号 _____

焼津市本庁舎広告付き窓口番号案内システムに広告を表示するに当たり、次のとおり広告主となるための要件を満たしていることを誓約します。

1 業務内容

2 誓約事項

- (1) 法令等に違反していません。
- (2) 市税等の税の滞納はしていません。
- (3) 納税状況確認のため、年に一度の市税収納状況調査に同意します。
- (4) 次のア又はイのいずれにも該当していません。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営している者
又は暴力団等が経営に実質的に関与している者

イ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

第3号様式

焼津市本庁舎広告付き窓口番号案内システム掲載決定通知書

年 月 日

様

焼津市長

印

年 月 日付けで申込みのありました広告の掲載については、下記のとおり決定したので、通知します。

記

- 1 決定区分 掲載する
 掲載しない
理由

- 2 広告掲載期間

- 3 その他（条件等）